

国立大学法人大阪大学国際機関等への派遣教職員の給与の支給基準

(目的)

第1条 この基準は、国立大学法人大阪大学に勤務する教職員が、国立大学法人大阪大学教職員就業規則第16条の2の規定等により、派遣される場合の給与について、国立大学法人大阪大学教職員給与規程第41条の2、国立大学法人大阪大学年俸制教職員給与規程(以下「年俸制給与規程」という。)第22条及び国立大学法人大阪大学新年俸制教職員給与規程(以下「新年俸制給与規程」という。)第38条の規定に基づき、その支給基準を定めることを目的とする。

(支給基準の原則)

第2条 国際機関等への派遣教職員の給与の支給基準は、次のとおりとする。

- (1) 派遣先機関から支給される報酬等の年額を12で除した金額(以下「報酬等月額」という。)が、その者の派遣の期間の初日の前日に受けていた基本給(新年俸制給与規程又は国立大学法人大阪大学任期付新年俸制教職員給与規程(以下「任期付新年俸制給与規程」という。)の適用を受けるものについては、基本年俸の12分の1に相当する額)、基本給の調整額(新年俸制給与規程又は任期付新年俸制給与規程における教職員基本新年俸表(一)の適用を受けるものについては、基本年俸の調整額の12分の1に相当する額)、地域手当、扶養手当及び住居手当の合計額(年俸制給与規程における教職員基本新年俸表(一)の適用を受ける者については、基本年俸及び基本年俸の調整額のそれぞれ12分の1に相当する額。年俸制給与規程における教職員基本新年俸表(二)の適用を受ける者については、基本年俸の12分の1に相当する額。以下、併せて「基本給等の月額」という。)と同額であるか、これを上回るときは、給与を支給しないことができる。
- (2) 報酬等月額が基本給等の月額を下回るときは、その差額の範囲内で基本給の月額を決定することができる。
また、この場合、期末手当及び期末特別手当の額は、他の教職員との均衡を失うことがないように支給することができる。

(支給割合)

第3条 前条第2号の規定に該当する場合には、次の各号に掲げる基準により、その支給割合を決定する。

- (1) 報酬等月額と基本給等の月額との差額のその者の派遣の期間の初日の前日に受けていた基本給と基本給の調整額の合計額(以下「基本給月額」という。)に占める割合が、10%以下の場合 100分の10
 - (2) 報酬等月額と基本給等の月額との差額の基本給月額に占める割合が、10%を超え20%以下の場合 100分の20
 - (3) 報酬等月額と基本給等の月額との差額の基本給月額に占める割合が、20%を超え30%以下の場合 100分の30
 - (4) 報酬等月額と基本給等の月額との差額の基本給月額に占める割合が、30%を超え40%以下の場合 100分の40
 - (5) 報酬等月額と基本給等の月額との差額の基本給月額に占める割合が、40%を超え50%以下の場合 100分の50
 - (6) 報酬等月額と基本給等の月額との差額の基本給月額に占める割合が、50%を超え60%以下の場合 100分の60
 - (7) 報酬等月額と基本給等の月額との差額の基本給月額に占める割合が、60%を超え70%以下の場合 100分の70
 - (8) 報酬等月額と基本給等の月額との差額の基本給月額に占める割合が、70%を超え80%以下の場合 100分の80
 - (9) 報酬等月額と基本給等の月額との差額の基本給月額に占める割合が、80%を超え90%以下の場合 100分の90
 - (10) 報酬等月額と基本給等の月額との差額の基本給月額に占める割合が、90%を超える場合 100分の100
- 2 前項各号に掲げる報酬等月額は、当該派遣先機関の発行する証明書を以て、これを決定するものとする。

附 則

この基準は、平成18年7月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。

(統合に伴う経過措置)

- 2 平成19年9月30日において統合前の国立大学法人大阪外国語大学に在職しており、統合により国立大学法人大阪大学に身分を承継された教職員であって、第1条にいう「教職員」に該当する者のうち、次表に掲げるものについては、同表に定めるところにより、所要の経過措置を講ずるものとする。

| 該当条項 | 経過措置の対象者 | 経過措置の内容 | 経過措置の期間 |
|------|--|----------|------------------|
| 第2条 | 施行日の前日において国立大学法人大阪外国語大学職員給与規程第22条に定める給与の支給要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者 | 従前の例による。 | 当該派遣期間(延長期間を含む。) |

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 6 月 16 日から施行する。